

## 世界高配当株式ポートフォリオ

追加型投信／内外／株式

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>〔ファンドの運用の指図を行なう者〕  
 日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号  
 ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>  
 コールセンター電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）
- <受託会社>〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕  
 みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「世界高配当株式ポートフォリオ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年2月18日に関東財務局長に提出しており、2011年2月19日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## &lt;委託会社の情報&gt;

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社		
設立年月日	1959年12月1日	運用する投資信託財産の	6兆9,898億円
資本金	173億6,304万円	合計純資産総額	(2010年12月末現在)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

世界各国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

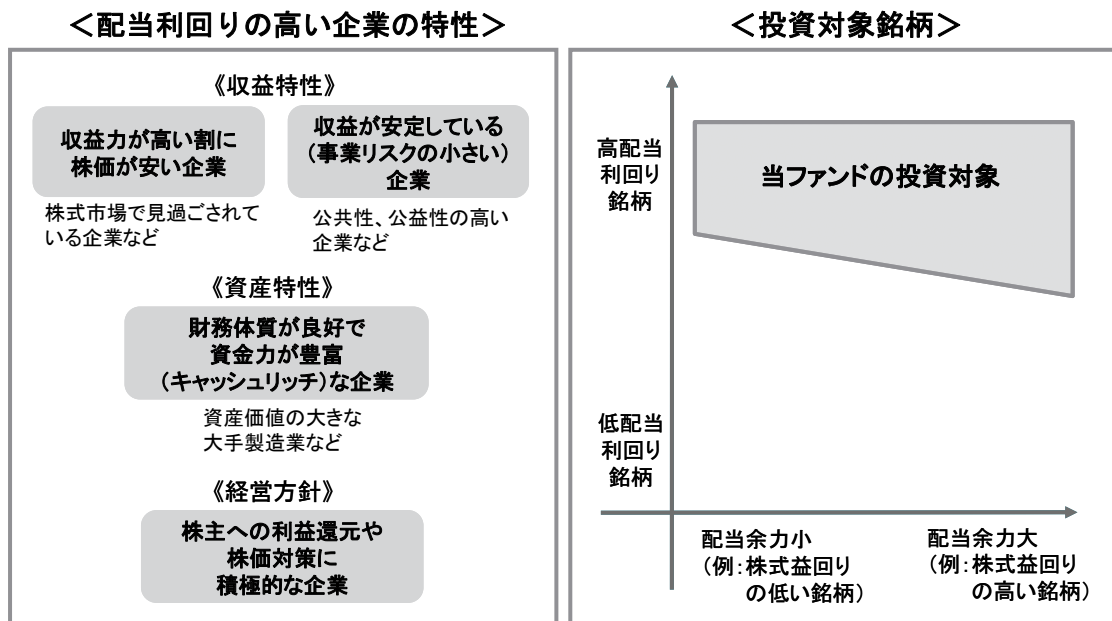
## ファンドの特色

### 1. 世界各国の配当利回り<sup>※1</sup>の高い企業の株式を中心に投資します。

世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、同時に株式益回り<sup>※2</sup>の高い企業など、配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入を得ながら信託財産の成長をめざします。

※1 配当利回り…1株当たりの年間配当金額を株価で割った比率をいいます。

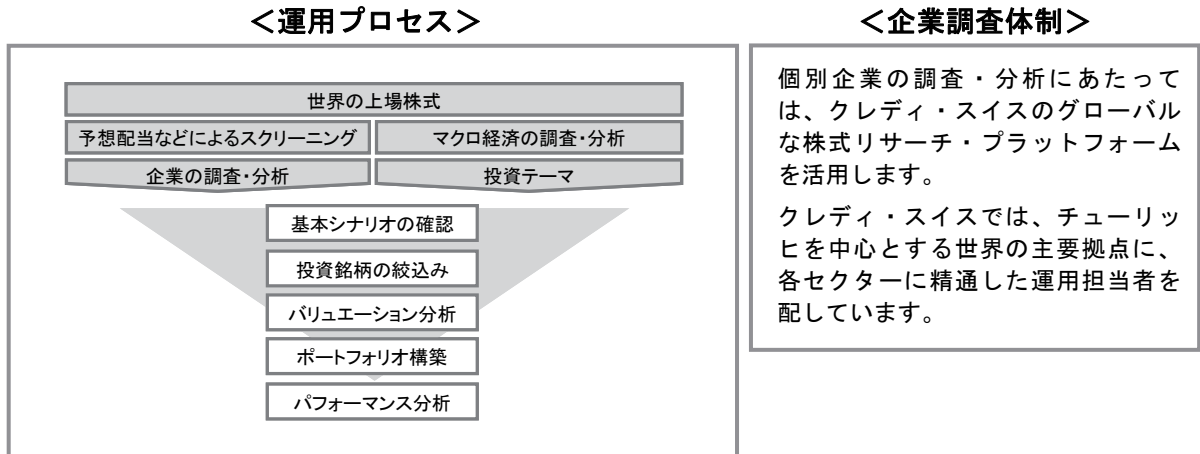
※2 株式益回り…1株当たりの年間の利益金額を株価で割った比率をいいます。PER（株価収益率）の逆数。



※上記はあくまでもイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

## 2. クレディ・スイスが運用を担当します。

スイスの法人である、クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門が運用します。



※上記は 2010 年 9 月末現在の運用プロセスであり、将来変更する可能性があります。

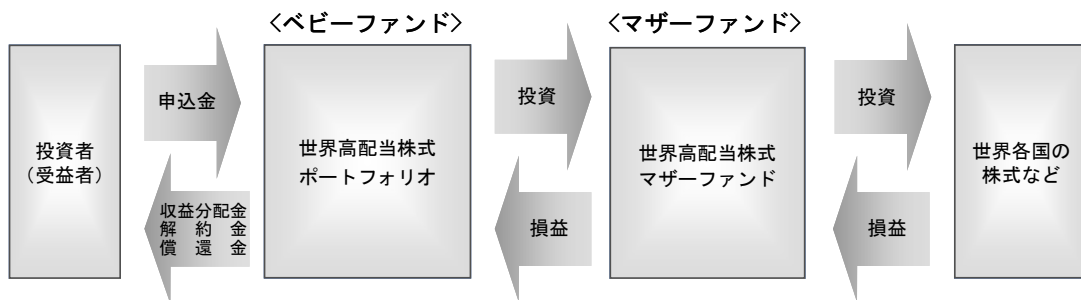
クレディ・スイスは、グローバルな株式運用を得意としています。

クレディ・スイス・グループは、預り資産総額約 1 兆 2,512 億スイス・フラン（約 106 兆円）となっており、そのうちアセット・マネジメント部門の運用資産総額は、約 4,231 億スイス・フラン（約 36 兆円）を誇ります。

（2010 年 9 月末現在）

### 《ファンドの仕組み》

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

### 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

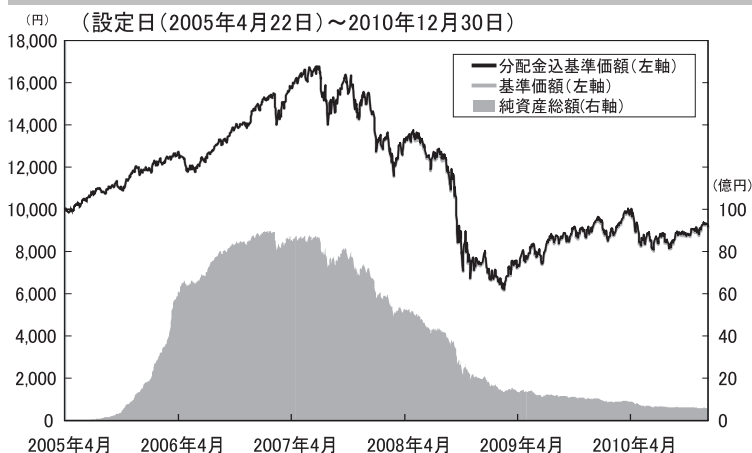
- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に是正指導を行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2010 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# 運用実績

2010年12月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



基準価額……………9,124円  
純資産総額……………5.77億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2008年11月	2009年5月	2009年11月	2010年5月	2010年11月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	100円

## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

組入資産	比率
国内株式	6.6%
うち先物	0.0%
外国株式	91.0%
うち先物	0.0%
CB	0.0%
公社債	0.0%
現金その他	2.5%

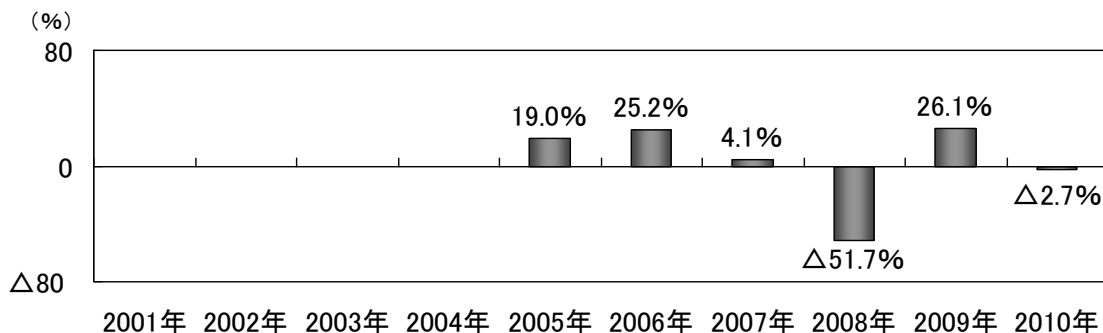
※当ファンドの実質組入比率です。

### <組入上位10銘柄>

銘柄	業種	通貨	比率
1 BHP BILLITON PLC	素材	イギリスポンド	2.92%
2 ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	ユーロ	2.31%
3 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカドル	2.22%
4 MICROCHIP TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	アメリカドル	2.15%
5 CHEVRON CORP	エネルギー	アメリカドル	2.04%
6 PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	アメリカドル	1.86%
7 CONOCOPHILLIPS	エネルギー	アメリカドル	1.76%
8 ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	アメリカドル	1.68%
9 PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー	アメリカドル	1.55%
10 HSBC HOLDINGS PLC	銀行	イギリスポンド	1.49%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2005年は、設定時から2005年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2011年2月19日から2011年3月18日までとします。 ※当ファンドは、2011年3月23日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・チューリッヒの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2011年3月23日まで（2005年4月22日設定）
繰上償還	ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、繰上償還します。また、次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月18日、11月18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回、次の収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。(有価証券届出書提出日現在)
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率 1.155% (税抜 1.1%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分>			
	純資産総額	運用管理費用 (年率)		
		合計	委託会社	販売会社
1,000億円以下の部分	1.1550% (1.10%)	0.6405% (0.61%)	0.4515% (0.43%)	0.0630% (0.06%)
1,000億円超の部分		0.6510% (0.62%)		0.0525% (0.05%)
※括弧内は税抜です。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
その他の 費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。			

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金（解約）時 および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 10%

- ・上記は、2011年2月18日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**